

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を実施します

住宅用太陽光発電システムを設置する方に、費用の一部を補助します。ただし、予算の範囲内での交付となりますので、補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは申請の受付を中止させていただきます。詳細は環境課までお問い合わせください。

■補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、以下の要件をすべて満たす方です。

- ①市内に居住していること（実績報告時において居住している場合を含む。）
- ②電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅（店舗、事務所等との兼用は可とする。）に、システムを設置することまたは建売住宅供給者等から市内に、システム付住宅を購入すること。
- ③設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

④市税の滞納がないこと。

■補助金の額

太陽電池の最大出力1kW当たり1万5千円（上限6万円）千円未満の端数は切り捨て。

■予算額 900万円

■申請受付 4月1日（木）

午前8時30分から

■必要書類

- ・システムの概要が確認できる書類
- ・工事請負契約書の写しまたはシステム付建売住宅売買契約書の写し
- ・市税の滞納がないことを証明する書類
- ・住民票の写し
- ・設置承諾書
- ・その他市長が必要と認める書類

■申請先

必要書類を添えて、環境課（国分寺庁舎2階）まで申請してください。

■注意事項

- ①必ず設置工事の着工前またはシステム付建売住宅の引渡し前に、補助金交付申請をして交付決定を受けてください。交付決定前に工事に着工された場合または引渡しを受けた場合は補助

金の交付が受けられません。②工事完了日、建売住宅の引渡し日については、次のとおりです。

○工事完了日

- ・既築住宅
交付決定日から3か月以内または平成28年3月10日（木）のいずれか早い日まで
- ・新築住宅
交付決定日から6か月以内または平成28年3月10日（木）のいずれか早い日まで

○建売住宅の引渡し日

- 交付決定日から3か月以内または平成28年3月10日（木）のいずれか早い日まで
- ③実績報告書の提出期限は、システムの工事完了日またはシステム付建売住宅の引渡しが完了した日から起算して、30日以内または平成28年3月24日（木）のいずれか早い日までになります。

空き地の雑草管理でお困りではありませんか？

高齢でなかなか草刈りがままならない、面積が大きくて手が回らないといった空き地の雑草の除去でお困りではありませんか。これからの季節は放っておくと、どんどん雑草が伸びてしまいい、毛虫が発生したり、隣接する方々に迷惑をかけるかもしれません。空き地の適正な管理は所有者の責任です。

下野市では、所有者に代わり空き地の除草作業を実施しています。

■委託の料金

【参考】年額90円、1㎡（平成26年度の場合・税抜）

注意・年度途中の申し込み、解約も同額になります。

■管理の内容

年4回の雑草の刈払い（刈り取りは雑草の繁茂する期間に行います）

なお、刈り取った草の回収は行いません。希望する場合は個別に業者に依頼してください。

■受託の条件

①下野市の行政区域内であること

- ②建物や工作物が無く、果樹、植木等の樹木が植えられていない更地であること
- ③傾斜地や湿地等、通常の管理が困難な土地でないこと
- ④笹竹等の繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること

■委託の方法

環境課に申請書を提出し、委託料を前払いする。

小山中央清掃センター土曜開場日の変更について

中央清掃センターでは毎月第2・第4土曜日に開場し、一般の直接搬入の受入を実施していますが、4月の第2土曜日（11日）は「おやま思川ざくらマラソン大会」が開催され、周辺道路の混雑が予想されるため、この日の搬入を中止し、第3土曜日（18日）を代替日として開場します。ご迷惑をお掛けしますがご理解・ご協力をお願いします。

■問い合わせ先

中央清掃センター
☎(24) 3194